

東京地裁による旧統一教会への解散命令の決定に当たっての声明

本日、東京地裁は旧統一教会への解散命令を決定しました。

改めて、旧統一教会に関する問題や、宗教2世問題が顕在化する契機となった銃撃事件において凶弾に倒れた安倍元総理のご逝去を悼み、心よりご冥福をお祈りいたします。

旧統一教会の解散は、東京地裁が指摘する通り、旧統一教会が、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為や、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為を長年継続してきた事実から、当然の決定と認識しています。

また、決定要旨では、信者の子ども、つまりは宗教2世への深刻な影響として、高額献金による経済的困窮などを挙げ、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為であると指摘しました。当該の指摘は、信教の自由が保障された宗教団体の行為であっても、宗教2世へ深刻な影響を与える行為は、宗教団体の目的を著しく逸脱し、許されないという考えを司法が明確にしたものであり、多くの宗教2世が声を上げ続けた成果であると認識しています。

しかしながら、近いうちに解散命令が決定されたとしても、旧統一教会の2世問題が終結に向かうわけではありません。旧統一教会の高額献金の被害者は、老後の貯えを一切残していない事例が珍しくありません。高齢化した被害者の生活を支えなければならないのは、高額献金により経済的困窮を強いられてきた2世です。高額献金の被害者に十分な賠償がなければ、成人し、何とか自分の生活を取り戻しつつある2世の生活も、困窮に逆戻りすることになります。

旧統一教会の高額献金の被害者に十分な賠償がなされるかという問題は、旧統一教会の2世問題と密接に関連する問題です。しかし、現行の規制が十分でないことは明らかです。今年はおウム真理教による地下鉄サリン事件から30年の節目の年となりますが、オウム真理教の後継団体は関連法人に資産を移すなどして、資産隠しを進め、約10億円の賠償金が未回収となっています。多くの関連法人・関連団体を持つ旧統一教会が、オウム真理教の後継団体同様、資産隠しを進めることは容易に想像ができません。団体規制法により、我が国で最も厳しい監視下にあるオウム真理教の後継団体ですら資産隠しを進める実態に鑑みれば、清算人の権限の強化等、旧統一教会による資産隠しを防ぐための、実効的な法整備が必要不可欠であり、国による早急な対応を望みます。

旧統一教会を含む、宗教2世問題全体としても、未だ根本的な解決には程遠く、そればかりか、最悪の事例として子どもの命が奪われるなど、多数の被害を現在もなお生み出し続けています。

事実、2023年度にこども家庭庁が実施した、「保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究」では、13歳の子どもが輸血を拒否して死亡した事例が明らかとなりました。また、宗教活動への従事や学校行事の制限など、子どもの日常生活や学校生活が制限される事例が多数発生している実態も明らかとなりました。

児童虐待防止法は、宗教団体の信者等第三者による虐待や、保護者による虐待の背景に強力な宗教団体が存在する場合を想定しておらず、ほとんど行政が介入する余地がありません。この状態が続く限り、著しく人権意識を欠く宗教団体のもとで、多くの宗教2世が生まれながらにして信教の自由をはじめとした基本的人権を奪われ、身体的・精神的・経済的に困窮した状態に置かれ続けることは明らかです。

当団体はこれまで求めてきた通り、改めて、国に対し、宗教2世問題の根本的な解決に向けて、子どもの福祉を害する宗教団体への対応を可能とする法整備や体制整備を速やかに実施することを強く望みます。また、宗教2世の救済のため、前述の調査研究において提言された、「宗教」という言葉の入った相談窓口の周知、進学や就職、自立して生活するための支援など、宗教2世の自立をサポートする制度や仕組みの充実なども、合わせて実施することを望みます。

2025年3月25日

宗教2世問題ネットワーク